



日刊 労千葉

民事 東京高裁 14部 の結審 強烈 効

7月19日 清算事業団控訴審

高裁自からが裁判制度を否定したに等しい暴挙だ

一、昨日、一五時から開かれた清算事業団控訴審公判（JR採用差別事件）において、東京高裁民事一四部越山裁判長は、突然結審を宣言し、裁判の打切りを強行した。

一審に統いて一人の証人調べすら行なわないままの結審である。こんなことが許されるのか。弁護団は、次々と発言に立ち、猛然と抗議、結審の取り消しを求め、証人調べの必要性を訴えた。

しかし、越山裁判長は、何ひとつ理由も言わないまま再度結審を通告するやきびすを返し、逃げるよう立派から立ち去つた。法廷は怒りにうずまいた。

有り余る証拠が目の前に積み上げられてながら、これを一切調べようともしないなどということは、裁判所自ら裁判制度を否定したに等しい暴挙だ。審理を尽くすどころか事実を調べることそのものを一切拒否し、裁判所としての最低限の任務すら放棄したのだ。労働者から裁判を受ける権利そのものを奪つたのだ。

二、実際、ことがらの性格からいつて、清算事業団公判は、他の裁判にもまして厳密かつ徹底した事実調べの必要性をもつ裁判である。何故ならば、国鉄分割・民営化の過程で、膨大な国家的不当労働行為が吹き荒れしたこと、そして、その頂点をなすものがJR「採用」差別事件であったことは、すでに公知の事実だからである。

ときに、「国鉄改革法」という「法」の本質が、「法」ならざる国家の名による不当労働行為の制度化に他ならなかつたことが、一点の曇りもなく明らかになるのである。

しかも、現代日本の労使関係史上においても、その規模と政治的背景から見て、古今未會有の重大な事件である。本来ならば、裁判所は、その事実の全てをつぶさに調べ、明るみに出さなければならないはずだ。そして、この事実から照らしだした

われわれは、今回の東京高裁の反動的結審を断固弾劾するとともに、勝利判決をかちとるためにさらに全力を擧げて闘いぬくものである。